

東京手形交換所規則施行細則

目次

第1章 総 則 (第1条)

第2章 参 加 銀 行

第1節 参加および脱退 (第2条—第11条)

第2節 加入金および経費分担金 (第12条—第15条)

第3節 保 証 金 (第16条、第17条)

第3章 手 形 交 換

第1節 総 則 (第18条—第31条)

第2節 持 出 手 続 (第32条—第46条)

第3節 交換所の処理 (第47条—第53条)

第4節 持 帰 手 続 (第54条—第58条)

第5節 交換戻決済 (第58条の2、第58条の3)

第6節 手形 の 返 還 (第59条—第68条)

第7節 代 理 交 換 (第69条—第73条)

第8節 雑 則 (第74条)

第4章 取引停止処分 (第75条—第86条)

第5章 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置

第1節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定 (第86条の2—第86条の4)

第2節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例 (第86条の5—第86条の6)

第3節 一時停止時・脱退時緊急措置時における取引停止処分の特例 (第86条の7)

第6章 預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置 (第86条の8—第86条の11)

第7章 罰 則 (第87条—第88条の3)

第8章 雑 則 (第89条)

附 則

2. 東京手形交換所規則施行細則

(理事会決議昭和 46. 4. 27)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、東京手形交換所規則（以下「規則」という。）の運営上必要な事項を定める。

第2章 参 加 銀 行

第1節 参加および脱退

(参加銀行の異動)

第2条 交換所は、参加銀行の参加、脱退、地位の変更もしくは承継または受託銀行の変更があったときは、その旨を直ちに参加銀行に通知するものとする。

2 参加銀行は、商号の変更があるときは、予め交換所に届け出るものとする。

3 交換所は、前項の届出を受けたときは、これを参加銀行に通知するものとする。

(委託社員銀行の参加手続等)

第2条の2 規則第5条第5項に規定する手続は、次による。

一 社員銀行が、委託社員銀行になろうとする場合には、受託銀行との連署による申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。

二 委託社員銀行は、受託銀行を変更しようとする場合には、新旧受託銀行との連署による受託銀行変更の申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。

三 委託社員銀行は、代理交換を取りやめようとする場合には、受託銀行との連署による申込書を提出して事務委員会の承認を得なければならない。

2 委託社員銀行については、規則第11条で規定する「代理交換委託金融機関」に係る第69条から第73条までの規定を準用する。

(正会員の地位の異動に伴う取扱い)

第2条の3 準社員銀行および委託金融機関が正会員になる場合は、その日をもってその地位を社員銀行（委託金融機関にあつては委託社員銀行）に変更する。

2 社員銀行が正会員でなくなる場合は、その日をもってその地位を社員銀行（委託社員銀行を除く。）にあつては準社員銀行に、委託社員銀行にあつては委託金融機関に変更する。

(社員銀行の地位承継の届出)

第2条の4 規則第5条の3の規定により社員銀行の地位が承継される場合には、当該社員銀行は、地位の承継日の1か月前までに、その旨および地位を承継する金融機関の名称、代表者、所在地、地位の承継日等を合併または営業もしくは事業の譲渡の相手金融機関と連署した書面により交

換所に届け出るものとする。

(準社員銀行の参加申込基準)

第3条 規則第6条第1項の規定により参加の申込書を提出できる者は、1日の平均交換枚数が持出または持帰のいずれか一方において、3千枚以上と見込まれる者とする。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

(委託金融機関への変更)

第4条 準社員銀行が委託金融機関になろうとする場合には、受託銀行との連署による申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。

第5条 削 除

第6条 削 除

(準社員銀行の地位承継の届出)

第7条 第2条の4の規定は、準社員銀行についてこれを準用する。

(委託金融機関の参加申込基準)

第8条 規則第11条第1項の規定により参加の申込書を提出できる者は、参加申込の日の前月から過去1年間にわたり、各月末の預金総額が10億円以上ある者とする。ただし、規則第11条第1項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。

2 前項にかかわらず、新設された金融機関については、資本金の額等が前項の条件に相当するものと認められる場合には、参加の申込書を提出することができる。

(準社員銀行への変更)

第9条 委託金融機関は、準社員銀行になろうとする場合には、受託銀行との連署による申込書を提出して事務委員会の承認を得なければならない。

2 第3条の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

(委託金融機関の準用規定)

第10条 第2条の4の規定は、委託金融機関についてこれを準用する。

第11条 削 除

第2節 加入金および経費分担金

(加入金、経費分担金の算出に当たっての基礎計数等)

第12条 加入金、経費分担金の算出に当たって使用する基礎計数は、次のとおりとする。

- 一 「資本剰余金」は、資本準備金およびその他資本剰余金の合計額とする。
 - 二 「利益剰余金」は、利益準備金およびその他利益剰余金の合計額とする。
 - 三 「手形交換高」は、東京手形交換所における前年度の手形交換高（貸借合計）を使用する。
 - 四 「手形交換枚数」は、東京手形交換所における前年度の手形交換枚数（貸借合計）を使用する。
 - 五 「夜間交換手形枚数」は、東京手形交換所における前年度の夜間交換手形の交換枚数（貸借合計）を使用する。
- 2 加入金については、新たに参加する場合は参加の日、規則第 16 条の 2 各号の変更がある場合は変更の日の直近の公表財務諸表における計数を使用する。
 - 3 規則第 16 条の 2 に規定する「すでに納付した加入金」は、次のとおりとする。
 - 一 交換所の事業から脱退した後に改めて参加している場合は、脱退前に納付した加入金は含まない。
 - 二 「すでに納付した加入金」を確認できない場合は、規則第 16 条の 2 各号の地位変更の日の前営業日に当該金融機関が当該変更前の地位で交換所に参加するときの加入金を「すでに納付した加入金」とみなす。
 - 4 前会計年度開始の日から会計年度開始の日以降最初の銀行営業日までに、社員銀行または準社員銀行から委託社員銀行または委託金融機関に地位が変更された場合には、当該委託社員銀行または委託金融機関の手形交換高および手形交換枚数は、受託社員銀行に引き継ぐ。
 - 5 その他の事例については、理事会が都度決定した方法により取り扱う。
 - 6 経費分担金の請求額は千円単位とし、千円未満を四捨五入する。千円未満を四捨五入した個々の社員銀行の経費分担金請求額と準社員銀行および委託金融機関の経費分担金請求額の合計額が経費分担金予算総額と相違した場合には、その端数について所要の調整を行う。
 - 7 「前年度の手形交換高（貸借合計）」は億円単位とし、億円未満を四捨五入する。

（加入金の計算基準）

第 12 条の 2 規則第 17 条に規定する加入金は、次の基準により計算する。

一 準社員銀行

- ① 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が 10 億円以下の場合 90 万円
- ② 資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額が 10 億円を超える場合 90 万円に、10 億円を超える金額について 1 億円ごとに 3 万円を加えた金額。ただし、5 千万円未満の端数は切り捨て、5 千万円以上の端数は 1 億円とみなす。

二 委託金融機関 65 万円

（加入金の納付時期）

第 13 条 規則第 16 条、第 16 条の 2 第 1 号および第 3 号ならびに第 17 条に規定する加入金は、参加または地位変更の承認の通知を受けた日から 1 週間以内に納付するものとする。

- 2 規則第 16 条の 2 第 2 号に規定する場合の加入金は、正会員の加入金の納付期限までに納付するものとする。

(経費分担金の計算基準)

第 14 条 規則第 18 条第 1 項に規定する経費分担金は以下のとおりとする。

一 準社員銀行

$$\left(\text{東京手形交換所特別会計の経費分担金総額} - \text{委託金融機関の経費分担金総額} \right) \times \frac{1}{2} \times \left(\frac{0.8 \times \frac{A}{D} + 0.2 \times (0.4 \times \frac{B}{E} + 0.6 \times \frac{C}{F})}{0.8 \times \frac{G}{D} + 0.2 \times (0.4 \times \frac{H}{E} + 0.6 \times \frac{I}{F})} \right)$$

- A：個別準社員銀行の手形交換高
- B：個別準社員銀行の手形交換枚数
- C：個別準社員銀行の手形交換枚数から夜間交換手形枚数を差し引いた枚数
- D：手形交換高の社員銀行・準社員銀行合計
- E：手形交換枚数の社員銀行・準社員銀行合計
- F：手形交換枚数から夜間交換手形枚数を差し引いた枚数の社員銀行・準社員銀行合計
- G：手形交換高の準社員銀行合計
- H：手形交換枚数の準社員銀行合計
- I：手形交換枚数から夜間交換手形枚数を差し引いた枚数の準社員銀行合計

二 委託金融機関

前年の支払交換高が 10 億円未満の場合	130,000 円
前年の支払交換高が 10 億円以上 30 億円未満の場合	150,000 円
前年の支払交換高が 30 億円以上 50 億円未満の場合	180,000 円
前年の支払交換高が 50 億円以上 100 億円未満の場合	200,000 円
前年の支払交換高が 100 億円以上 200 億円未満の場合	240,000 円
前年の支払交換高が 200 億円以上 400 億円未満の場合	300,000 円
前年の支払交換高が 400 億円以上 600 億円未満の場合	360,000 円
前年の支払交換高が 600 億円以上 800 億円未満の場合	440,000 円
前年の支払交換高が 800 億円以上 1,000 億円未満の場合	520,000 円
前年の支払交換高が 1,000 億円以上 1,500 億円未満の場合	610,000 円
前年の支払交換高が 1,500 億円以上 2,000 億円未満の場合	690,000 円
前年の支払交換高が 2,000 億円以上 3,000 億円未満の場合	790,000 円
前年の支払交換高が 3,000 億円以上 4,000 億円未満の場合	890,000 円
前年の支払交換高が 4,000 億円以上 5,000 億円未満の場合	990,000 円
前年の支払交換高が 5,000 億円以上 7,500 億円未満の場合	1,050,000 円
前年の支払交換高が 7,500 億円以上 1 兆円未満の場合	1,080,000 円
前年の支払交換高が 1 兆円以上の場合	1,100,000 円

- 2 前項にかかわらず、新たに参加した年度の経費分担金は、当該年度の参加月数に応じて月割計算した金額とする。この場合において、前年度の交換高および交換枚数（委託金融機関においては前年の支払交換高）は、参加後 3 月間の実績を 4 倍したものとする。
- 3 第 1 項にかかわらず、新たに参加した年度の翌年度の経費分担金は、参加年度の実績（委託金融機関においては当該参加した年の実績）をその年度末（委託金融機関においては当該参加年度の年末）までの参加月数で除し、これに 12 を乗じたもの（準社員銀行においては参加月数が 3

月に満たない場合または委託金融機関においては参加した月が当該参加年度の10月から翌3月までの場合には、参加後3月間の実績を4倍したものをもって前年度（委託金融機関においては前年）の実績とみなして計算する。

- 4 第1項第2号にかかわらず、委託金融機関が新たに参加した年度（参加した月が1月から3月までの場合に限る。）の翌々年度の経費分担金は、参加した年の実績をその年末までの参加月数で除し、これに12を乗じたものをもって前年の実績とみなして計算する。

（合併等があった場合の経費分担金の計算基準）

第14条の2 社員銀行、準社員銀行または委託金融機関に合併等があった場合の経費分担金の計算基準については、別途定める基準によるものとする。

- 2 前項の基準によれない場合には、別途理事会の承認を得た計算基準によるものとする。

（経費分担金の納付時期）

第15条 規則第16条の3第1項および第18条第1項に規定する経費分担金は、交換所の請求によって、次の時期までに納付するものとする。

- 一 社員銀行および準社員銀行 毎年、5月31日および10月31日までに各々その半額
- 二 委託金融機関 毎年、5月31日までにその全額

- 2 前項にかかわらず、規則第16条の3第3項または第4項および細則第14条第2項または第3項により計算した経費分担金については、その金融機関が参加した日から5月以内とすることができる。

- 3 第1項にかかわらず、当該年度の途中で脱退する場合には、当該年度の参加期間にかかわらず、当該年度の経費分担金の全額を、原則として脱退日までに納付するものとする。

第3節 保証金

（保証金の差入基準）

第16条 規則第20条に規定する保証金の金額は、次の基準によるものとする。

- 一 社員銀行（委託社員銀行を除く。）および準社員銀行 3百万円
- 二 委託社員銀行および委託金融機関 1百万円

（保証金の利息）

第16条の2 交換所が受け入れた保証金には利息を付さないものとする。

（保証金に対し請求できるもの）

第17条 規則第21条第1項の規定により相手銀行が保証金に対して請求できるものは、不渡または混入手形の代り金として当該金融機関が振出した自己宛小切手等とする。

第3章 手形交換

第1節 総 則

(手形、小切手等の用紙の規格の統一)

第18条 加盟銀行において調製する手形、小切手その他交換に付す証券の用紙の規格様式等は、事務委員会において定めある場合には、その定めるところによるものとする。

(金融機関共同コードの印字)

第19条 加盟銀行は、自行において調製する手形、小切手の用紙には、MICR方式により金融機関共同コード(統一手形交換所番号および統一金融機関番号)を印字するものとする。ただし、為替手形および送金小切手の用紙についてはこの限りでない。

2 MICR方式による印字については、事務委員会において定めるところによるものとする。

(入金証明)

第20条 加盟銀行は、裏書不備の記名式または指図式の小切手で名宛人口座に入金されたものを交換に付すときは、当該小切手の裏面に次の例示によってその証明を行うものとする。ただし、日本銀行が支払うものについては日本銀行が定めるところによる。

(例示)

この小切手は名宛人口座に入金されたもので			
あることを証明します。			
平成	年	月	日
	銀行		支店
			押切印

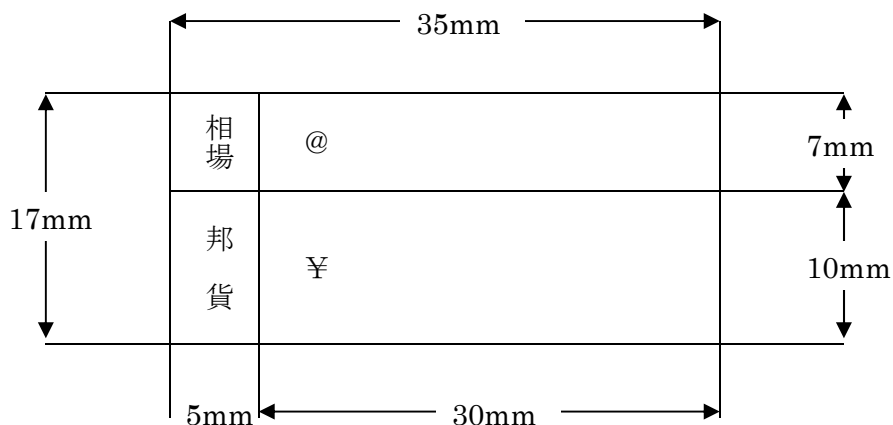
2 外国銀行は、前項の例示によることができない場合には、次の例示によるものとする。ただし、この証明に当たって押切印によることができないときは、権限ある者の署名によることができる。

(例示)

この小切手は名宛人口座に入金されたもので	
あることを証明します。	
(Payee's account credited)	
年月日 (Date)	
銀行支店名	
(Authorized Signature)	押切印

(外貨表示小切手への邦貨換算額の表示)

第21条 加盟銀行は、外貨表示の小切手を交換に付す場合には、次の様式により邦貨換算額を小切手の表面右側余白に表示するものとする。



(外国為替関係領収証等の支払銀行名、交換請求金額の明示)

第 21 条の 2 加盟銀行は、外国語表示の外国為替関係領収証等を交換に付す場合には、当該領収証等に記載されている支払銀行名を朱枠等により明示するものとする。また、当該領収証等のうち記載金額が複数のものについては、交換請求金額についても同様に明示するものとする。

(不渡手形の再交換禁止)

第 22 条 いったん交換に付して不渡返還された手形は、再度交換に付すことはできない。ただし、予め支払銀行の承認を得たものまたは「案内未着」、「形式不備」等再度の持出を予期できる返還事由のものについては、この限りでない。

(交換参加店の届出)

第 23 条 加盟銀行は、規則第 23 条の規定によりこの交換に参加する店舗（以下「交換参加店」という。）について、次の事項を予め交換所に届け出るものとする。その変更を生じたときも同様とする。

- 一 名称
- 二 店番号
- 三 所在地
- 四 電話番号
- 五 郵便番号
- 六 参加日

2 交換所は、前項の届出を受けたときは、これを参加銀行に通知するものとする。

(交換母店、不渡受入母店の届出)

第 24 条 前条の規定は、交換母店および不渡受入母店の届出についてこれを準用する。

2 加盟銀行は、不渡受入母店を交換母店と別に定めた場合において、交換母店が不渡手形および混入手形の受入れの事務を行わないときは、その旨を併せて届け出るものとする。

3 加盟銀行は、事務所を交換母店として定めたときは、これを所轄する店舗（交換参加店）を併せて届け出るものとする。

(交換印の規格、様式等)

第 25 条 規則第 25 条に規定する交換印は、次によるものとする。

- 一 表示事項 銀行名、交換日、「交換」の文言
 - 二 規格 縦 30mm、横 35mm 以内とする。ただし、事務機械（ソーター・リーダー、プルーフ・マシン等）による場合には、この限りでない。
 - 三 色彩 事務機械による場合には、赤色以外の色とする。
- 2 交換印は、手形の裏面（第 48 条に規定する交換所処理表示個所を除く。）に押捺するものとする。
- 3 交換印は、1 銀行 1 様式とする。ただし、事務機械による場合には、この限りでない。

(交換印の届出)

第 26 条 加盟銀行は、規則第 25 条に規定する交換印の印鑑を交換印鑑届出書（様式第 3 号）により、予め交換所へ届け出るものとする。その変更を生じたときも同様とする。

(銀行代理業者の場合の銀行名等の付記)

第 26 条の 2 加盟銀行は、銀行代理業者の営業所等を交換参加店（第 24 条に定める「交換母店」および「不渡受入母店」においても同じ。）とした場合の銀行名には、当該加盟銀行名および「銀行代理業者」である旨を付記する。

(持出銀行名および持出店名の表示)

第 27 条 加盟銀行は、交換に付す手形（不渡手形を除く。）の表面に特定線引判等によって持出銀行名および持出店（交換参加店）名を表示するものとする。ただし、交換母店または不渡受入母店を持出店とする手形については、持出銀行名の表示のみで足りる。

- 2 特定線引判等の大きさは、長さ 50mm、幅 10mm 以内とする。

(主任交換方の届出)

第 28 条 加盟銀行は、規則第 26 条に規定する交換方のうちから主任交換方を定め、主任交換方届（様式第 4 号）により、その氏名およびその専用印（1 銀行 1 様式）を交換所に届け出るものとする。その異動を生じたときも同様とする。

- 2 主任交換方の人数は、加盟銀行の任意とする。

(交換室入室徽章、交換方証)

第 29 条 交換所は、加盟銀行に対しその必要とする数の交換室入室徽章（以下「入室徽章」という。）および交換方証を交付する。

- 2 交換方は、交換室に入室するときは、入室徽章を着用し、そのうち 1 人は交換方証を携帯するものとする。
- 3 前項の交換方証を携帯する交換方は、交換所の要求があったときは、いつでもそれを提示するものとする。
- 4 入室徽章または交換方証を紛失したときは、直ちに、その旨を交換所に届け出て、その再交付

を受けるものとする。この届出を怠った場合には、これに起因して生ずるいっさいの損害は当該銀行が負担するものとする。

- 5 入室徽章または交換方証が脱退等により不要となったときは、これを交換所に返却するものとする。

(交換持出手形の記録)

第30条 規則第27条に規定する交換持出手形の記録は、当該手形の手形要件またはこれに準ずる事項とする。

(交換関係帳票の保存)

第31条 規則第28条の規定により保存すべき交換関係帳票および保存期間は、次によるものとする。

- 一 交換日から1月間保存すべき帳票
 - ① 規則第27条に規定する交換持出手形の記録
 - ② 交換総計表
- 二 交換日の翌週の応当曜日まで保存すべき帳票
前号以外の帳票

第2節 持 出 手 続

(交換所分類手形の添付帳票)

第32条 規則第29条第1項の規定により交換所分類手形に添付する帳票は、次に掲げるものとし、その記載事項は、それぞれに定めるところによる。ただし、主要機械の故障によりこれらの定めによることが困難な場合には、交換所と協議のうえ、第2号および第3号に定める帳票の添付またはその記載を省略することができる。

- 一 交換所分類手形持出票 (様式第5号—1 (A号)、2 (B号))
交換所分類手形の持出ごとに手形の枚数および金額の合計ならびにバッチ数を記載する。
- 二 交換所分類手形補助持出票 (様式第6号)
 - ① バッチごとの手形の枚数および金額の合計ならびに各バッチの通し番号を記載し、手形の枚数および金額をMICR方式によって印字する。
 - ② MICR方式による印字桁数は、枚数は6桁までとし、金額については10桁または12桁とする。ただし、金額が10桁または12桁を超える場合には、金額を分割して印字する。この場合には、分割した金額を印字分割金額欄に記載する。
- 三 持出明細表 (様式任意)
 - ① 手形ごとの金額、バッチごとの手形の枚数および金額の合計ならびにバッチの通し番号を記載するほか、持出銀行名、統一金融機関番号、交換日を表示する。
 - ② この明細表への金額の記載順序は手形の配列順序と同一とする。

(交換所分類手形のバッチ単位)

第 33 条 規則第 29 条第 1 項に規定するバッチは、300 枚程度を 1 単位とする。ただし、ソーター処理をした手形については、500 枚程度を 1 単位とすることもできる。

(金額印字を誤印字した場合の処理)

第 34 条 加盟銀行は、規則第 29 条第 1 項に規定する金額の印字を誤印字したときは、次のいずれかによって処理する。

- 一 磁気インク抹消液により抹消し、再印字する。
- 二 磁気鉛筆により抹消する。この場合において、数字は波線で、シンボルは縦線で抹消する。

(印字手形をリジェクト、ミスリードまたはジャムした場合の処理)

第 35 条 加盟銀行は、規則第 29 条第 1 項の規定により金額の印字をした手形（以下「印字手形」という。）を機械処理上リジェクト、ミスリードまたはジャムした場合には、次のいずれかによって処理する。ただし、第 3 号により処理するものは、ジャムしたものに限り。

- 一 前条第 2 号の規定による。
- 二 金額印字の頭部にⓂの表示を行う。
- 三 MICR 用の封筒に挿入して当該バッチの最上部に置く。

(銀行分類手形の添付帳票)

第 36 条 規則第 30 条第 1 項の規定により銀行分類手形に添付する帳票は、次に掲げるものとし、その記載事項および添付方法は、それぞれに定めるところによる。

- 一 銀行分類手形持出合計票（様式第 7 号—2（B 号））
相手銀行ごとに銀行分類手形の枚数および金額の合計を記載する。
- 二 銀行分類手形持出票〔ロッカー投入用〕（様式第 8 号—2（B 号）、3（C 号））
同一銀行に対する交換袋が 2 以上になる場合に使用し、袋ごとに手形の枚数および金額の合計を記載する。この場合において、B 号は銀行分類手形に、C 号は銀行分類手形持出合計票（B 号）に添付する。

(銀行分類手形の整理方法)

第 37 条 加盟銀行は、規則第 30 条第 1 項の規定により次の手形を持出す場合には、それぞれに定めるところにより整理する。

- 一 不渡手形
手形の最上部に置く。
- 二 債券および同利札
 - ① 債券および同利札は、すべて債券袋、利札袋（様式第 9 号—1、2）に収め、封印する（袋 1 個は 1 枚の手形として数える。）。
 - ② 債券および同利札の裏面には、それぞれ行店名印を押捺し、債券、利札、銘柄および回号別に分類し、個別の債券袋、利札袋を使用する（行店名印を押捺した債券および利札に対しては、交換を経由しないで直接に支払ってはならない。）。
 - ③ 債券袋、利札袋の表面には必要事項を記載し、裏面に交換印を押捺する。

三 特定期間における配当金領収証

- ① 配当金領収証は、他の銀行分類手形と区分結束し、配当証持出集計票（様式第 10 号）を作成、添付する。ただし、この配当金領収証中に株式コードおよび金額をMICR印字したものがあつた場合には、当該配当金領収証を印字分と非印字分とにそれぞれ区分結束し、印字分または非印字分であることを適宜の方法により表示した配当証持出集計票を作成、添付する。この場合、株式コードまたは金額のいずれかが非印字の配当金領収証については非印字分として処理する。
- ② 特定期間は、毎期、予め交換所から通知する。

（銀行分類手形のロッカー投入完了報告）

第 38 条 加盟銀行は、銀行分類手形のロッカーへの投入を完了したときは、直ちにその旨を交換所に報告するものとする。

（機械処理不適格手形）

第 39 条 規則第 31 条第 1 項に規定する機械処理に適さない手形は、次のものとする。

- 一 付箋、補箋付手形
- 二 損傷した手形
- 三 第 34 条第 2 号および第 35 条第 1 号の規定により金額の印字を抹消した手形
- 四 第 35 条第 2 号の規定により㊦の表示を行った手形
- 五 規則第 52 条および第 53 条の規定により持出手形に組入れて返還する手形

（印字手形を銀行分類手形に含める場合の処理）

第 40 条 加盟銀行は、規則第 31 条第 2 項の規定により手形を持出す場合において、印字手形があるときは、当該手形の金額印字の頭部に㊦の表示を行うものとする。ただし、当該手形を他の手形と区分し、その枚数および金額を記載した印字手形合計票（様式任意）を添付するときは、この表示を省略することができる。

（隔地手形）

第 41 条 規則第 31 条第 3 項ただし書に規定する隔地手形は、東京または横浜手形交換所の交換参加店舗以外の店舗が受入れた手形とする。

（計数報告帳票）

第 42 条 規則第 32 条に規定する帳票は、次に掲げるものとし、第 3 号に定める帳票を除き、持出手形の有無にかかわらず提出するものとし、その記載事項はそれぞれに定めるところによる。

- 一 交換持出総括表（様式第 11 号—1（A号）、2（B号）、3（C号））
交換所分類手形、銀行分類手形別の枚数および金額の合計ならびにその総計を記載する。
- 二 銀行分類手形持出報告票（様式第 12 号）
銀行分類手形の枚数および金額の合計を記載する。
- 三 銀行分類手形持出合計票（様式第 7 号—3（C号））

- ① 相手銀行ごとに銀行分類手形の枚数および金額の合計を記載し、手形の枚数および金額をMICR方式によって印字する。
 - ② MICR方式による印字の桁数は、枚数は6桁までとし、金額については10桁または12桁とする。ただし、金額が10桁または12桁を超える場合には、金額を分割して印字する。この場合には、分割した金額を印字分割金額欄に記載する。
- 2 加盟銀行は、交換所の定める手続により、前項に定める帳票として電磁的記録媒体による計数報告を行うことができる。

(交換所閉扉時間)

第43条 規則第33条および規則第44条に規定する交換所閉扉時間は、次のとおりとする。

- 一 持出日の翌日午前0時から午前7時30分までの間
- 二 持出日の翌日が銀行の休業日となる場合には、持出日の翌日午前0時から翌営業日午前7時30分までの間
- 三 交換所の作業が午前0時以前に終了する場合または以降におよぶ場合には、その終了時刻から午前7時30分までの間

(特殊日に相当する営業日)

第44条 規則第34条に規定する特殊日は、月末前日、月末日または月初日が銀行の休業日に当たる場合には、次の日とする。

- 一 月末前日が銀行の休業日に当たる場合には、その前営業日を月末前日に相当する特殊日とする。
- 二 月末日が銀行の休業日に当たる場合には、月末日の前営業日を月末日に相当する特殊日とし、その前々営業日を月末前日に相当する特殊日とする。
- 三 月初日が銀行の休業日に当たる場合には、翌営業日を月初日に相当する特殊日とする。

(持出および計数報告時間の変更の通知)

第45条 交換所は、規則第34条の2の規定により交換所分類手形の持出時間または計数報告時間を変更するときは、その旨を予め加盟銀行に通知するものとする。

(計数報告不履行時における交換所の処理)

第45条の2 交換所は、加盟銀行の計数報告が規則第35条に規定する時間に行われなかったときは、交換持出総括表に記載すべき計数を零として処理し、その旨を当該銀行へ通知するものとする。ただし、当該銀行の交換所分類手形が持出され、または銀行分類手形持出合計票が提出されている場合には、その計数をもって処理するものとする。

(当日計数外手形の持出方法)

第46条 規則第37条の規定により持出す手形（以下「当日計数外手形」という。）に添付する帳票は、銀行分類手形持出票〔ロッカー投入用〕（B号）とする。この場合においては同票余白に当日計数外の旨の表示を行うものとする。

- 2 加盟銀行は、当日計数外手形の持出を行った場合には、その相手銀行名を交換所に報告するものとする。
- 3 当日計数外手形の計数は、銀行分類手形持出票〔ロッカー投入用〕（C号）により、翌営業日の銀行分類手形持出合計票に含めるものとする。

第3節 交換所の処理

（交換所分類手形等の受領書）

- 第47条 交換所は、規則第38条第1項の規定により加盟銀行から交換所分類手形を受領したときは、交換所分類手形持出票（A号）に受付印を押捺し、これを返却するものとする。
- 2 交換所は、規則第38条第2項の規定により加盟銀行から計数報告帳票を受領したときは、交換持出総括表（A号）に受付印を押捺し、これを返却するものとする。

（交換所処理表示）

- 第48条 交換所は、規則第39条第1項の規定により処理した交換所分類手形には、その裏面に交換所処理表示〔交換所名、交換日、機械処理番号〕（様式第13号）を行うものとする。

（交換所分類手形の計数処理基準）

- 第49条 交換所は、規則第39条第1項の規定により交換所分類手形の計数処理を行う場合において、交換所分類手形の枚数または金額と交換所分類手形持出票または交換持出総括表記載の当該計数とに不突合を発見したときは、交換所分類手形の枚数または金額をもって処理し、その旨を持出銀行へ通知するものとする。
- 2 交換所は、交換所分類手形のうちに交換不能の手形を発見したときは、当該手形に交換不能の旨を記載した付箋を添付して、持出銀行への持帰手形に組入れるものとする。

（銀行分類手形の計数処理基準）

- 第50条 交換所は、規則第40条の規定により銀行分類手形の計数処理を行う場合において、銀行分類手形持出合計票記載の計数の合計と銀行分類手形持出報告票または交換持出総括表記載の当該計数とに不突合を発見したときは、銀行分類手形持出合計票記載の計数をもって処理し、その旨を持出銀行に通知するものとする。

（MICR方式による印字の読み替え）

- 第51条 加盟銀行は、規則第42条に定めるMICR方式による取扱いについて、読み替えて手形の分類を行う必要が生じた場合には、事前にその旨を交換所に届け出るものとする。
- 2 交換所は、前項の届出を受けたときは、その取扱いの可否を確認し、取り扱うことができる場合には、MICR方式による印字を読み替えて取り扱うものとする。

第52条 削除

(交換所の作成帳票)

第 53 条 規則第 43 条の規定により交換所が作成する帳票は、次に掲げるものとし、その記載事項は、それぞれに定めるところによるものとする。ただし、加盟銀行から申出があったときは、第 1 号および第 2 号に定める帳票のほか、当該加盟銀行に係る手形ごとの金額を記載した持帰明細表（様式第 16—1 号）または持帰明細電磁的記録媒体（様式第 16—2 号）を作成する。

一 交換総計表（様式第 14 号）

- ① 持出、持帰計数および交換尻
- ② 交換所分類手形の持帰バッチ数、銀行分類手形の持出銀行数および持出銀行ごとの枚数、金額
- ③ 銀行分類手形の持出銀行名

二 交換持帰一覧表（様式第 15 号）

- ① バッチごとの枚数、金額の合計
- ② ソーター処理不能手形の持出銀行別枚数、金額の合計
- ③ その他関連する事項

第 4 節 持 帰 手 続

(ロッカーの開閉)

- 第 54 条** ロッカー（交換所分類手形および銀行分類手形用）の鍵は、交換所が保管するものとする。ただし、銀行分類手形用のロッカーの鍵は、2 種とし、1 種を加盟銀行が保管する。
- 2 加盟銀行は、規則第 44 条に規定する手形の持帰に際し、ロッカーを開扉するときは、交換所から交換方証と引換えにロッカーの鍵を受取り、これを行うものとする。この場合において、銀行分類手形用のロッカーの開閉には自行保有の鍵を併用する。
 - 3 加盟銀行は、ロッカー使用后、これに施錠し、鍵は交換所に返却して交換方証の返戻を受けるものとする。
 - 4 加盟銀行は、万一鍵を紛失したときは、直ちに交換所に届け出たうえで、必要な措置をとるものとする。

(交換手形持帰報告)

第 55 条 加盟銀行は、規則第 44 条の規定により手形を持帰るときは、交換手形持帰報告一覧表（様式第 17—1 号）に主任交換方の専用印を押捺するものとする。ただし、規則第 44 条第 2 項の規定により手形を持帰るときは、交換手形早持帰報告書（様式第 17—2 号）に主任交換方の専用印を押捺して、交換所に提出するものとする。

(計数の確認)

第 56 条 規則第 46 条第 1 項に規定する計数の確認は、次によるものとする。

- 一 交換持出総括表の持出計数と交換総計表の当該計数との照合
- 二 銀行分類手形持出合計票（B 号）の計数の合計と交換総計表の当該計数との照合
- 三 銀行分類手形持出票が添付されている場合には、当該持出票の計数の合計と当該持出銀行の

銀行分類手形持出合計票（B号）の当該計数との照合

- 2 前項の照合により不突合を発見したときは、交換日の正午までに交換所または持出銀行にその旨を通知するものとする。

（交換印の補正等）

第 57 条 加盟銀行は、交換印の押捺洩れ、不鮮明等の押捺不備の手形を発見し、持出銀行にその補正を求めるときは、次によるものとする。

一 当該手形の引落事務終了後、手形に支払済の旨を表示する。

二 前号の手形は封筒に封入し、交換印補正依頼書兼補正通知書（様式第 18 号）を貼付して交換袋に同封し、持出銀行へ送付する。この場合において、持出銀行宛の銀行分類手形持出合計票（B号）または銀行分類手形持出票（B号）には、補正依頼手形がある旨を表示するものとする。

三 前2号による補正依頼を受けた持出銀行は、直ちに補正して、交換印補正依頼書兼補正通知書に補正済の旨を表示し、交換袋に同封して返却する。この場合にも、相手銀行宛の銀行分類手形持出合計票（B号）または銀行分類手形持出票（B号）に、補正済の手形がある旨を表示するものとする。

- 2 加盟銀行は前項によるほか、持出銀行と協議して、適宜の方法により補正を求めることができる。

（手形交換違算金連絡協議会）

第 58 条 交換所は、交換違算金の調整を図るため、手形交換違算金連絡協議会を設置する。

- 2 手形交換違算金連絡協議会の構成および運営については、事務委員会の決議をもってこれを定める。

第 5 節 交換尻決済

（交換尻決済店の届出）

第 58 条の 2 加盟銀行は、規則第 48 条に規定する交換尻の決済を行う日本銀行の当座勘定の取引店を交換尻決済店として、次の事項を交換所に届け出るものとする。その変更を生じたときも同様とする。

一 金融機関名（統一金融機関番号）

二 店舗名（店舗コード）

三 参加日または変更日

- 2 交換所は、前項の届出を受けたときは、これを日本銀行に通知するものとする。

（資金担当連絡先の届出）

第 58 条の 3 加盟銀行は、規則第 48 条に規定する交換尻の決済を行う日本銀行の当座勘定の資金に係る連絡先を資金担当連絡先として、交換所に届け出るものとする。その変更を生じたときも同様とする。

第6節 手形の返還

(不渡事由の記載方法)

第59条 規則第52条第1項に規定する不渡事由の記載は、次によるものとする。

一 不渡手形が小切手の場合


不渡事由を当該小切手に直接記載し、日付を表示して支払銀行の押切印を押捺する。ただし、「案内未着」、「形式不備」等再度の持出を予期できる不渡事由のときは、次号に定めるところによる。

二 不渡手形が小切手以外の場合

不渡事由を付箋に記載し、日付を表示して支払銀行の押切印を押捺する。この場合において、付箋は縦90mm、横33mmの規格とし、手形の表面左肩に貼付する。


三 不渡事由は次の例示によって記載するものとする。

(例示)

この手形（または小切手）が本日提示されましたが、資金 不足（またはその他の事由）により支払いたしかねます。	
支払	年月日
	銀行 取扱 

四 外国銀行が前号の例示によることができない場合には、次の例示によるものとする。ただし、この記載に当たって押切印によることができないときは、権限ある者の署名によることができる。

(例示)

この手形（または小切手）が本日提示されましたが、下記 事由により支払いたしかねます。(We return this item unpaid for the reason of)	
邦文事由	年月日 (Date)
(英文事由)	
銀行支店名	
(Authorized Signature)	

(不渡手形の返還の特例)

第60条 規則第52条第2項に規定する不渡手形は次に掲げるものとし、その店頭返還時限は、次によるものとする。

一 返還時限が切迫して不渡手形の返還を受け、それにより生じた不渡手形

交換日の翌営業日の午後3時。ただし、当該返還を受けた不渡手形の持出店に対してのみ1回限りとする。

二 混入として返還された不渡手形

混入として返還された日の午後 3 時。ただし、同日の正午までに、予め持出銀行に通知しておかなければならない。

三 配当金領収証および債券、利札の不渡手形

交換日の翌々営業日の午前 11 時。

四 交換参加店の緊急事態発生時における不渡手形

① 交換参加店（交換母店を含む。以下同じ。）において、爆破、不法占拠、火災等により正常な営業を継続することができない緊急事態が発生して、当該店舗等の持帰手形の処理が不可能となった場合、交換所は、交換日ごとに当該加盟銀行の申請にもとづき、持帰手形の不渡返還時限を交換日の翌営業日の営業時限（午後 3 時）まで延長することができる。

② 上記①にかかわらず、交換参加店における正常な営業への回復が長期化すると判断された場合、交換所は、当該加盟銀行の申請にもとづき持帰手形の不渡返還時限を交換日の翌営業日の上記営業時限を超える必要な時限まで延長することができる。

③ 上記①または②の措置は、交換日の翌々営業日または②で定めた時限以降も継続することができるものとし、この場合当該加盟銀行は毎営業日ごとに改めて交換所に申請するものとする。

④ 上記①、②および③の措置の解除は、当該加盟銀行の交換所宛届出により行うものとする。

⑤ 交換所は上記①、②、③および④の措置をとった場合には、速やかに加盟銀行に通知するものとする。

2 前項第 3 号に規定する不渡手形は、交換日の翌々営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れることができる。

（店頭返還する不渡手形の返還場所）

第 61 条 規則第 52 条に規定する店舗は、交換母店（不渡受入母店を別に定めた場合には、不渡受入母店を含む。以下この節において同じ。）または持出店とする。ただし、代理交換の場合には、受託銀行（受託社員銀行を含む。）の交換母店または持出店のほか、委託金融機関（委託社員銀行を含む。）の交換母店または持出店とする。

（店頭返還する不渡手形の代り金）

第 62 条 規則第 52 条に規定する不渡手形の代り金は、持帰銀行の選択により次のいずれかによるものとする。ただし、持帰銀行が第 1 号による代り金または手形金額が 1 千万円未満の不渡手形について第 2 号による代り金を希望する場合には、持出銀行の同意を必要とする。

一 現金

二 日本銀行小切手

三 自己宛小切手

四 手形代り金支払通知書（様式第 19 号）

2 前項第 4 号に規定する手形代り金支払通知書は、交換母店に限り発行できるものとし、発行店の押切印を押捺したものとする。

第 63 条 削 除

(依頼返却手形の特例)

第 64 条 加盟銀行は、いったん交換に持出した手形について、別途支払済、その他真にやむを得ない理由があるときは、持帰銀行と協議して返却を依頼することができる。

- 2 持帰銀行は、持出銀行から返却を依頼された手形を返還する場合には、当該手形の返還に先立って持出店に連絡し、申出の事実を確認するものとする。
- 3 依頼返却手形の返還方法は、不渡手形についての規定に準ずる。この場合において、付箋には支払銀行の押切印を押捺するほか、持出店との連絡に当たった役席者名を記載（または認印の押捺）するとともに持出店の連絡者名を付記するものとする。

(混入の記載方法)

第 65 条 規則第 53 条第 1 項に規定する混入の旨の記載は、付箋により行うものとし、日付を表示して持帰銀行の押切印を押捺する。ただし、同一銀行宛に 2 枚以上の混入手形があるときは、これを結束し、最上部の手形に付箋を貼付することができる。この場合において、付箋には、その枚数を記載するものとする。

- 2 混入手形に貼付する付箋は、縦 90mm、横 33mm の規格とし、手形の表面左肩に貼付する。

(混入手形の代り金)

第 66 条 第 62 条【店頭返還する不渡手形の代り金】第 1 項の規定は、規則第 53 条第 1 項に規定する混入手形の代り金にこれを準用する。ただし、規則第 53 条第 1 項第 3 号に規定する混入手形の代り金に準用する場合には、第 62 条第 1 項中「持出銀行」とあるのは、「当該手形の宛先銀行」と、規則第 53 条第 1 項第 4 号に準用する場合には、「持出銀行または当該手形の宛先銀行」と読み替える。

第 67 条 削 除

(受託銀行変更等による混入手形の取扱い)

第 68 条 加盟銀行は、自行の委託金融機関（委託社員銀行を含む。）が受託銀行（受託社員銀行を含む。）を変更した場合、または加盟銀行に変更した場合において、その旧委託金融機関が支払うべき手形を持帰ったときは、次のいずれかにより処理するものとする。

- 一 規則第 53 条【混入手形の返還等】第 1 項第 4 号の規定にもとづき、関係銀行間で合意した方法により受け渡しを行い、その代り金を受取る。
- 二 持帰銀行の交換母店または持帰店において、旧委託金融機関に当該手形を手交し、その代り金を受取る。

第 7 節 代 理 交 換

(受託銀行の立替金額)

第 69 条 規則第 57 条に規定する受託銀行の立替金額は、規則第 55 条第 2 項に規定する不足金および規則第 56 条に規定する不渡手形（交換持帰手形に組入れられた不渡手形を含む。）の代り金を受託銀行が支払ったもの（手形代り金支払通知書によるものを含む。）とする。

（委託金融機関の準用規定）

第 70 条 第 18 条、第 20 条から第 24 条まで、第 26 条および第 59 条から第 66 条（第 62 条第 1 項第 4 号および第 62 条第 2 項を除く。）までの規定は、委託金融機関にこれを準用する。

（委託金融機関の金融機関共同コードの印字）

第 71 条 第 19 条の規定は、委託金融機関の調製する手形、小切手用紙にこれを準用する。この場合において、統一金融機関番号は、受託銀行の統一金融機関番号とする。

（委託金融機関の交換印）

第 72 条 第 25 条の規定は、委託金融機関の交換印にこれを準用する。この場合においては、受託銀行名を併せて表示するものとする。

2 前項の交換印は、受託銀行の交換印を兼ねるものとする。

（委託金融機関の持出店名の表示）

第 73 条 第 26 条の 2 および第 27 条の規定は、委託金融機関にこれを準用する。この場合においては、受託銀行名および持出店名を併せて表示するものとする。

2 前項の表示は、受託銀行の持出店名の表示を兼ねるものとする。

第 8 節 雑 則

（措置発令時の通知）

第 74 条 交換所は、規則第 59 条または規則第 59 条の 2 の規定により必要な措置をとる場合には、直ちに参加銀行にその内容を通知するものとする。

第 4 章 取引停止処分

（取引停止処分の対象）

第 75 条 次の手形が不渡となった場合には、当該手形の持出銀行および支払銀行は、規則第 63 条の規定により不渡届を提出しなければならない。

一 交換所における交換手形

二 委託金融機関（委託社員銀行を含む。次号において同じ。）と受託銀行（受託社員銀行を含む。次号において同じ。）との間における交換手形

三 受託銀行を同じくする委託金融機関間における交換手形

2 同一銀行の交換参加店間における行内交換手形が不渡となった場合には、前項に準じて、不渡届を提出しなければならない。

- 3 前2項または次項の手形のいずれでもない手形で参加銀行を支払銀行とする手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第63条の規定により不渡届を提出しなければならない。
- 4 所持人が参加銀行の店頭で支払呈示した手形が不渡となった場合には、当該手形の支払銀行は、規則第63条の規定により不渡届を提出することができる。
- 5 パーソナル・チェックにおいて当座取引上代理人である者が振出した小切手の不渡については、小切手面に代理関係の表示がない場合でも、その取引名義人を取引停止処分に付することとし、不渡届にはその取引名義人を振出人等として記載する。
- 6 規則第62条第2項ただし書に規定する債権保全のための貸出は、債権保全のために既存の貸出を継続する場合のほか、債権保全のために行う新規の貸出とする。

(不渡届)

第76条 支払銀行は、不渡届(様式第21号、第22号)の甲、乙の両片を作成し、乙片を交換所へ提出し、甲片を不渡手形の返還の際に手形に添付して持出銀行へ送付する。

甲片の送付を受けた持出銀行は、その記載事項を確認して交換所へ提出する。

- 2 前条第3項または第4項に係る不渡届は、支払銀行において持出銀行欄空欄のまま、甲、乙の両片を作成し、その両片の標題の下部に「店内」と朱書したうえ、呈示日の翌々営業日午前9時30分までに交換所へ提出する。
- 3 規則第63条第2項ただし書に係る不渡届には、支払銀行において甲、乙両片の標題の下部に「店頭返還」と朱書する。
- 4 同一の振出人等に関して同一交換日に係る不渡届が2枚以上提出された場合も、これを1回として計算する。

(不渡事由等)

第77条 規則第63条第1項に規定する不渡事由および不渡届の取扱いは、次によるものとする。

一 0(ゼロ)号不渡事由

適法な呈示でないこと等を事由とする次に掲げる不渡事由であり、この場合、不渡届の提出は不要である。

① 手形法・小切手法等による事由

形式不備(振出日および受取人の記載のないものを除く。)、裏書不備、引受なし、呈示期間経過後(手形に限る。)、呈示期間経過後かつ支払委託の取消(小切手に限る。)、期日未到来、除権決定

② 破産法等による事由

ア 財産保全処分等

(7) 破産法(第28条第1項、第91条)による財産保全処分中

(i) 破産法による包括的禁止命令(第25条)

(f) 会社更生法(第28条第1項、第30条、第35条)による財産保全処分中

(e) 会社更生法による包括的禁止命令(第25条)

(4) 民事再生法(第30条第1項、第54条、第79条)による財産保全処分中

- (h) 民事再生法による包括的禁止命令（第 27 条）
- (k) 会社法（第 540 条第 2 項、第 825 条第 1 項）による財産保全処分中

イ 手続開始決定等

- (f) 破産手続開始決定（破産法第 100 条第 1 項）
- (i) 会社更生手続開始決定（会社更生法第 47 条第 1 項）
- (g) 民事再生手続開始決定（民事再生法第 85 条第 1 項）
- (e) 清算手続による弁済禁止（会社法第 500 条第 1 項、同法第 661 条第 1 項、有限責任事業組合契約に関する法律第 47 条第 1 項）
- (h) 会社特別清算開始（会社法第 537 条）

ウ 命令等にもとづく事由

支払禁止の仮処分決定（手形面の最終権利者が仮処分決定主文中における債務者または裁判所執行官の場合）

エ 外国倒産処理手続に対する援助の処分に係る事由

外国倒産処理手続に対する援助の処分中（外国倒産承認援助法第 26 条）

③ 案内未着等による事由

案内未着、依頼返却、該当店舗なし、レート相違・換算相違、振出人等の死亡、再交換禁止（交換所規則施行細則第 22 条本文）

④ その他による事由

上記①、②、③の各不渡事由に準ずる事由

二 第 1 号不渡事由

次の不渡事由であり、この場合、第 1 号不渡届の提出を必要とする。ただし、取引停止処分中の者に係る不渡（取引なし）については不渡届の提出を要しない。

資金不足（手形が呈示されたときにおいて当座勘定取引はあるがその支払資金が不足する場合）

取引なし（手形が呈示されたときにおいて当座勘定取引のない場合）

三 第 2 号不渡事由

0 号不渡事由および第 1 号不渡事由以外のすべての不渡事由であって例示すると次のとおりであり、この場合、第 2 号不渡届の提出を必要とする。

契約不履行、詐取、紛失、盗難、印鑑（署名鑑）相違、偽造、変造、取締役会承認等不存在、金額欄記載方法相違（金額欄にアラビア数字をチェック・ライター以外のもので記入した場合等）、約定用紙相違（銀行所定の用紙以外を使用した場合）

2 不渡事由が重複する場合は次による。

一 0 号不渡事由と第 1 号不渡事由または第 2 号不渡事由とが重複する場合は、0 号不渡事由が優先し、不渡届の提出を要しない。

二 第 1 号不渡事由と第 2 号不渡事由とが重複する場合は、第 1 号不渡事由が優先し、第 1 号不渡届による。ただし、第 1 号不渡事由と偽造または変造とが重複する場合は、第 2 号不渡届による。

（不渡情報の適正な管理）

第 77 条の 2 規則第 65 条の 2 第 2 項の規定により交換所が不渡情報を提供することができる場合は、次のとおりである。

- 一 協会が運営する取引停止処分者照会センター（以下「照会センター」という。）に提供する場合
 - 二 協会が設置・運営する全国銀行個人信用情報センター（以下「個信センター」という。）に提供する場合
 - 三 中小企業倒産防止共済法、法人税法等の法令等により取引停止処分（中小企業倒産防止共済法施行規則第 10 条の 2 第 1 項第 2 号に定める手続を含む。）の証明依頼があった場合
 - 四 刑事訴訟法、民事訴訟法等の法令により不渡情報の照会があった場合
- 2 規則第 65 条の 2 第 4 項に規定する安全管理に関する措置は次のとおりである。
- 一 不渡情報の保護と利用に関する自主ルール
 - 二 東京手形交換所の参加銀行における安全管理措置等に関する指針

（不渡情報の共同利用）

第 77 条の 3 規則第 65 条の 3 第 1 項の規定により不渡情報を共同して利用する者は、次のとおりである。

- 一 協会（照会センターを含む。）
 - 二 個信センター
- 2 規則第 65 条の 3 第 2 項に規定する公表の方法は、共同利用者のホームページへの掲載、共同利用者の事務所の窓口等への掲示・備付け、パンフレットへの掲載・配布その他振出人等が容易に公表された内容を知り得る方法とする。

（異議申立）

第 78 条 規則第 66 条の規定により異議申立をする場合には、異議申立書（様式第 23 号）を提出するものとする。

- 2 異議申立提供金は協会名義の通知預金によるものとする。ただし、これによれない場合には、現金または自己宛小切手によることができる。
- 3 交換所は、前項ただし書により異議申立提供金を受け入れた場合には、当該提供金を取引銀行へ預託する。
- 4 交換所は、異議申立提供金を受入れたときは、異議申立提供金預り証（様式第 24 号）を交付する。

（異議申立の特例）

第 79 条 規則第 66 条第 1 項ただし書の規定により異議申立提供金の提供の免除を請求（以下「免除請求」という。）する場合には、不渡の事由が偽造または変造であることを証明するため異議申立書〔特例扱〕（様式第 25 号）に次の資料を添付して交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに交換所に提出しなければならない。ただし、第 1 号の資料の提出期限は、交換日から起算して 10 営業日とする。

- 一 告訴状写および同受理証明書（写）

ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は警察署への被害届写および同受理証明書（写）で足りる。

- 二 振出人等の陳述書
- 三 当座勘定取引証明書
- 四 届出印鑑写
- 五 偽造または変造手形の写

- 2 前項の規定にかかわらず、振出人等と取引がなくかつ用紙交付先と相違する場合等真にやむを得ない理由により前項第1号および第2号の資料の提出ができない場合には、当該資料に代え告訴状写の提出不能理由書および支払銀行の陳述書の提出によることができるものとする。
- 3 交換所は、不渡手形審査専門委員会の審議に必要とする場合には、前2項に規定する資料以外の証明資料の提出を求めることができる。
- 4 免除請求後、新事実が判明する等の理由により免除請求の維持が困難とされた場合には、支払銀行は遅滞なく免除請求を取下げ、交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
- 5 第1項第1号または第2項に規定する資料を提出できない場合には、支払銀行は交換日から起算して10営業日の営業時限（午後3時）までに交換所所定の取下書の提出と同時に異議申立提供金を提供しなければならない。
- 6 不渡手形審査専門委員会の審議において異議申立提供金の免除請求が却下された場合、支払銀行は却下された日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに異議申立提供金を交換所に提供しなければならない。
- 7 前3項の異議申立提供金が提供されない場合には、異議申立が当初から行われなかったものとみなし、交換所は、不渡報告または取引停止報告に当該不渡手形の交換日を基準にして追加掲載するものとする。

（不渡事故解消届の提出）

第80条 異議申立が行われた不渡届について不渡事故が解消したときは、持出銀行は、不渡事故解消届（様式第26号）を交換所に提出するものとする。

（支払義務確定届の提出）

第80条の2 異議申立に係る不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した場合には、持出銀行は、支払義務確定届（様式第26号の2）を交換所に提出することができる。

（差押命令送達届の提出）

第80条の3 異議申立に係る不渡手形について当該手形債権を請求債権とし異議申立提供金のための預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令（差押・転付命令を含む。）が支払銀行に送達された場合には、持出銀行は、差押命令送達届（様式第26号の3）を交換所に提出することができる。

(持出銀行が存しない場合の不渡事故解消届等の提出)

第 80 条の 4 前 3 条において、異議申立に係る不渡手形が第 75 条第 3 項または第 4 項に規定するものである場合には、各条に規定する各届の提出は支払銀行が行うものとする。

(異議申立提供金の返還)

第 81 条 異議申立をした参加銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合には、異議申立提供金返還請求書(様式第 27 号)を提出しなければならない。ただし、異議申立提供金を通知預金として差入れている場合には、利息およびその計算書を添付しなければならない。

2 交換所は、異議申立提供金の返還の請求を受けたときは、通知預金として受入れていた場合を除き、当座小切手をもってこれを返還する。

3 交換所が受入れた異議申立提供金には利息を付さないものとする。

(支払義務のないことが裁判等により確定した場合の提出資料)

第 81 条の 2 規則第 67 条第 1 項第 6 号により支払銀行が異議申立提供金の返還を請求する場合は、異議申立提供金返還請求書(様式第 27 号)に次の資料を添付して交換所に提出するものとする。

一 当該手形の支払義務のないことが裁判により確定したことを証する次のいずれかの資料

- ① 確定した手形訴訟判決の写し
- ② 当該手形について支払義務のないことについての確定した通常訴訟判決の写し
- ③ 当該手形について支払義務のないことについての認諾調書の写し
- ④ 当該手形について支払義務のないことについての和解調書の写し
- ⑤ 当該手形について支払義務のないことについての調停調書の写し

二 当該手形の写し

(異議申立提供金の返還の特例)

第 82 条 規則第 67 条第 4 項の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものであることを証明するため異議申立提供金返還請求書〔特例扱〕(様式第 28 号)に第 79 条に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

(支払義務の確定後における取引停止処分等)

第 82 条の 2 規則第 67 条の 2 第 1 項に規定する請求(以下「処分審査請求」という。)は、第 80 条の 2 に規定する支払義務確定届または第 80 条の 3 に規定する差押命令送達届が交換所に受理され、かつ当該受理日(差押命令送達届が交換所に受理された日の後に異議申立に係る不渡手形金額全額の支払義務が確定した場合には、当該確定の日。以下「受理日」という。)から起算して 2 か月後の応当日以後においても不渡手形の支払がなされていない場合にできるものとする。

2 持出銀行は、処分審査請求をする場合には、不渡報告・取引停止処分審査請求書(様式第 28 号の 2)に次の資料を添付して交換所に提出するものとする。

一 支払義務の確定を証する次のいずれかの資料

- ① 確定した手形訴訟判決文の写し
- ② 手形債権に係る確定した通常訴訟判決文の写し

- ③ 手形債権に係る認諾調書の写し
- ④ 手形債権に係る和解調書の写し
- ⑤ 手形債権に係る調停調書の写し

二 当該不渡手形の写し

三 不払に関する事情説明書

- 3 処分審査請求は、受理日から起算して3か月後の応当日以後または当該不渡手形の異議申立日から起算して2年後の応当日以後はできないものとする。処分審査請求が認められている期間内であっても、同一の振出人等に係る同一交換日の他の不渡手形についてすでに処分審査請求がなされ、その請求が理由があるものと認められている場合も、同様とする。
- 4 交換所は、支払銀行および持出銀行に対して、不渡手形審査専門委員会での審議のために必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 同一の振出人等に係る複数の不渡手形について処分審査請求が行われ、その請求が理由があるものと認められた場合には、不渡手形審査専門委員会の最終審査日が同一であっても、各々の不渡手形の交換日が異なるときは、第76条第4項の規定にかかわらず、不渡届の提出回数はその交換日ごとに1回として計算するものとする。

(持出銀行が存しない場合の処分審査請求)

第82条の3 処分審査請求は、異議申立に係る不渡手形が第75条第3項または第4項に規定するものである場合には、支払銀行がこれを行うものとする。

(保険事故発生時における異議申立提供金の返還)

第82条の4 規則第67条の3の規定による異議申立提供金の返還手続は次による。

- 一 異議申立提供金が通知預金で提供されている場合

交換所は、返還に当たり、当該通知預金の期限のいかんにかかわらず、かつ事前の相殺通知を省略して、当該異議申立提供金と当該通知預金とを対当額で相殺することができるものとする。この場合、支払銀行は速やかに異議申立提供金返還請求書兼受取書(様式第27号)および通知預金の計算書を提出しなければならない。

- 二 異議申立提供金が現金または自己宛小切手で提供されている場合

交換所は、当座小切手をもってこれを返還する。この場合、支払銀行は速やかに異議申立提供金返還請求書兼受取書を提出しなければならない。

(不渡報告または取引停止処分の取消)

第83条 規則第68条第1項または第2項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分の取消請求書(様式第29号)に取扱錯誤を証する資料を添付しなければならない。

(偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消)

第84条 規則第69条第1項の規定により交換所に不渡報告または取引停止処分の取消を請求する場合には、不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存

在その他これらに相当する事由の手形について行われたものであることを証明するため、不渡報告または取引停止処分の取消請求書（様式第 30 号）に第 79 条に規定する資料に準じた資料を添付しなければならない。

（取引停止処分等の解除）

第 85 条 規則第 70 条第 1 項の規定により交換所に取引停止処分等の解除を請求する場合には、解除を相当とする理由の存在を証明するため、取引停止処分等解除請求書(様式第 31 号) に次の資料を添付しなければならない。

- 一 請求銀行の理由書
- 二 振出人等の陳述書
- 三 預金残高証明書
- 四 理由書記載の事実を証明する資料

（不渡手形審査専門委員会）

第 86 条 不渡手形審査専門委員会の委員および運営については、事務委員会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置

第 1 節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定

（手形交換一時停止時緊急措置の認定等の通知）

第 86 条の 2 交換所は、規則第 71 条の 2 第 1 項および第 2 項に規定する一時停止届が提出されたとき（規則第 71 条の 2 第 1 項後段の規定により一時停止届が提出されたものとして取扱われるときを含む。）は、これを直ちに参加銀行に通知するものとする。また、交換所は、同条第 3 項に規定する一時停止時緊急措置の認定をしたときは、これを直ちに一時停止銀行に通知したうえ参加銀行に通知するものとする。

（手形交換一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了の通知）

第 86 条の 3 一時停止銀行は、規則第 71 条の 3 第 1 項および第 2 項に規定する再開届を提出するときは、交換所等の決済を再開する日の前営業日までに交換所に提出しなければならない。

2 交換所は、規則第 71 条の 3 第 3 項の規定により一時停止時緊急措置の認定に伴う措置を終了するときは、これを直ちに参加銀行に通知するものとする。

（手形交換脱退時緊急措置の認定等の通知）

第 86 条の 4 交換所は、規則第 71 条の 4 第 1 項に規定する脱退時緊急措置の認定をしたときは、これを直ちに脱退事由発生銀行に通知したうえ参加銀行に通知するものとする。

2 交換所は、規則第 71 条の 4 第 3 項の規定により脱退時緊急措置の認定に伴う措置を終了するときは、これを直ちに参加銀行に通知するものとする。

第2節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例

(一時停止時・脱退時緊急措置の不渡事由の記載方法)

第86条の5 規則第71条の5に規定する不渡事由は、次の例示によって記載するものとする。

一 緊急措置認定銀行の付箋の記載例

<p>この手形（または小切手）は本日呈示されましたが、当〇〇銀行は業務の休止（停止・交換尻不足金の不払等）のため支払いいたしかねますので、東京手形交換所規則による緊急措置に従い返還いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>銀行</p> <p>押切印</p>

二 交換所が代行する場合の付箋の記載例

<p>この手形（または小切手）は本日呈示されましたが、当〇〇銀行は業務の休止（停止・交換尻不足金の不払等）のため支払いいたしかねますので、東京手形交換所規則による緊急措置に従い返還いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>銀行</p> <p>(事務代行)</p> <p>一般社団法人 全国銀行協会・東京手形交換所 (印)</p>

(一時停止時緊急措置期間中の不渡手形の代り金の利息金の支払等)

第86条の6 規則第71条の7第1項の規定により緊急措置認定銀行が不渡手形の代り金の支払を業務停止日の翌営業日以後に行った場合には、緊急措置認定銀行は、業務停止日から当該支払日の前日までの期間について不渡手形の代り金の利息金を支払わなければならない。

- 2 緊急措置認定銀行を除く参加銀行は、交換所において緊急措置認定銀行に規則第71条の7第1項の規定による不渡手形の返還を行うことができないときは、当該不渡手形を最終所持人に対して直接返還する等必要な措置をとることができるものとする。

第3節 一時停止時・脱退時緊急措置時における取引停止処分の特例

(一時停止時緊急措置時等における異議申立の特例)

第86条の7 交換所は、支払銀行が一時停止時緊急措置の認定を受けた場合において、第79条第

- 4 項または第 5 項に規定する交換所所定の取下書を提出できないときおよび同条第 4 項、第 5 項または第 6 項に規定する異議申立提供金を提供できないときは、取下書の提出および異議申立提供金の提供を一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで猶予するものとする。
- 2 交換所は、前項の規定により異議申立提供金の提供を猶予したときは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで第 79 条第 7 項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行わないものとする。
- 3 交換所は、支払銀行が脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第 79 条第 4 項または第 5 項に規定する交換所所定の取下書を提出できないときはその提出を免除し、また、同条第 4 項、第 5 項または第 6 項に規定する異議申立提供金の提供は要しないものとする。
- 4 交換所は、前項の規定により異議申立提供金の提供を要しないものとしたときは、第 79 条第 7 項に規定する不渡報告または取引停止報告への掲載を行わないものとする。

第 6 章 預金保険法に定める営業譲渡等に係る措置

(承継金融機関の届出等)

- 第 86 条の 8** 規則第 71 条の 14 の規定により承継金融機関として交換所の事業に参加しようとする者は、金融機関の名称、代表者、所在地、譲渡日および譲渡金融機関の名称等を書面により交換所に届け出るものとする。
- 2 前項の場合において、承継金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）または準社員銀行に準じて手形交換の取扱いを行う場合には日本銀行の当座勘定の貸借振替ができること、また、承継金融機関が委託金融機関に準じて手形交換の取扱いを委託して行う場合には受託銀行の承認があることを併せて届け出るものとする。
- 3 譲渡金融機関は、承継金融機関に営業譲渡等を行ったことを書面により交換所に届け出るものとする。
- 4 譲渡金融機関が前項の届出を提出できないときは、交換所はその営業譲渡等に係る公告等を確認することにより、当該届出が提出されたものとして取り扱う。

(承継金融機関に係る代理交換)

- 第 86 条の 9** 承継金融機関が委託金融機関で、譲渡金融機関が社員銀行（委託社員銀行を除く。）または準社員銀行の場合に、承継金融機関が譲渡金融機関に係る交換証券について代理交換を委託するときは、受託銀行の承認を得るものとする。

(承継金融機関の経費分担金)

- 第 86 条の 10** 規則第 71 条の 14 第 6 項に規定する承継金融機関の経費分担金は、規則第 16 条の 3 または第 18 条により譲渡金融機関について計算した金額とする。
- 2 新たに参加した年度において、譲渡金融機関が負担すべき経費分担金のうち未払（支払期限未到来のものを含む。）がある場合には、承継金融機関が当該金額を負担するものとし、当該金額を前項の経費分担金に加えるものとする。

(経費分担金の納付時期)

- 第 86 条の 11 規則第 71 条の 14 第 6 項に規定する経費分担金は、第 15 条に定める時期に納付するものとする。ただし、前条第 2 項に定める譲渡金融機関未払分については、譲渡金融機関が納付すべき時期に納付するものとし、納付期限が経過しているものは速やかに支払うものとする。
- 2 新たに参加した年度における経費分担金の納付は、参加した日から 5 月以内とすることができる。

第 7 章 罰 則

(過怠金免除理由)

- 第 87 条 規則第 72 条に規定する真にやむを得ない理由は、次に掲げるものとする。
- 一 店舗の火災、浸水等による被災
 - 二 鉄道、メールカー等の交通事故
 - 三 主要事務機械の故障その他加盟銀行の責めに帰せられない理由

(取引停止処分者との取引の解約)

- 第 88 条 交換所は、参加銀行が取引停止処分を受けた者と取引をしたことが判明したときは、直ちに、その旨を当該銀行に通知する。
- 2 前項の通知を受けた参加銀行は、速やかにその取引を解約し、当座勘定解約通知書(様式第 32 号)を交換所に提出する。ただし、交換所の通知に異議がある場合には、当該通知を受けた日から 5 日以内に電話等により、交換所に申し出るものとする。

(査定委員会)

- 第 88 条の 2 査定委員会は、規則第 65 条の 2 または第 65 条の 3 第 2 項の規定に違反した参加銀行に対する処分の査定を行うものとする。
- 2 査定委員会の構成および運営については、事務委員会の決議をもってこれを定める。

(助言または指導)

- 第 88 条の 3 交換所は、規則第 65 条の 2 または第 65 条の 3 第 2 項の規定に違反した参加銀行に対し、助言または指導を行うことができるものとする。
- 2 交換所は、前項の措置を取った場合には、査定委員会に報告するものとする。

第 8 章 雑 則

(細則改正)

- 第 89 条 この細則の改正は、事務委員会の決議によるものとする。

附 則

(実施期日)

第1条 この細則は、昭和46年7月7日から実施する。ただし、細則第4章の規定は、昭和46年10月18日から実施する。

附 則（平 28. 3. 14）

（実施期日）

第1条 この細則は、平成28年4月1日から実施する。